

3月定例会 事務局連絡事項

1. 事務局提出書類について

下記のとおり提出をお願いします。

	提出書類	用途	提出期限
①	令和4年度 「校区自治会活動推進補助金」実績報告関係書類 ●校区補助金実績報告書（様式第6号） ●事業実施報告書（様式第7号甲乙丙） ●収支決算書（様式第8号） ●街頭防犯カメラ設置等事業について次の書類 ・街頭防犯カメラ設置等一覧表（資料集掲載「様式B」） ・街頭防犯カメラ設置箇所位置図 ・撮影範囲を記した平面図 ・街頭防犯カメラ設置後の現況写真 ・撮影された画像 ●防犯灯設置等事業について次の書類 ・防犯灯設置等一覧表（資料集掲載「様式C」） ●校区補助金精算書（様式第11号）	補助金実績報告	<u>4月14日</u> (金) ※期限までに決算が確定しない校区は、確定後速やかにご提出ください。
②	令和5年度 「校区自治会活動推進補助金」交付申請書関係書類 ●校区補助金交付申請書（様式第1号） ●事業計画書（様式第3号） ●収支予算書（様式第4号） ●前年度収支決算書（様式第8号） ●加入世帯数報告書（資料集掲載「様式A」）	補助金交付申請	
③	令和5年度堺市自治連合協議会・校区役員名簿	協議会名簿作成	
④	令和5年度送付先の指定について	市の回覧依頼物等送付先	<u>4月28日</u> (金)
⑤	令和4年度退任者感謝状贈呈予定者名簿	感謝状贈呈	
⑥	令和5年度堺市校区相談役委嘱申請書	校区自治連合会運営	
⑦	令和5年度自治会施設賠償責任保険加入依頼書	施設賠償責任保険加入	
⑧	校区自治連合会会則 (令和4年度から変更がなければ不要)	校区自治連合会運営	

事務手続きの都合上、決定次第、至急ご提出していただきますようお願いいたします。

※校区自治会活動推進補助金は、補助金額より校区自治連合会活動費が下回る場合は、残額を返金いただく必要があります。なお、校区自治連合会活動費には繰越金、積立金、慶弔費は含むことができません。

提出先	…各区役所	自治推進課		
問合せ先	…堺区役所	自治推進課	電話	228-7082
	中区役所	自治推進課	電話	270-8154
	東区役所	自治推進課	電話	287-8122
	西区役所	自治推進課	電話	275-1902
	南区役所	自治推進課	電話	290-1803
	北区役所	自治推進課	電話	258-6779
	美原区役所	自治推進課	電話	363-9312

パソコン用に各様式（ワード・エクセル）を CD でお渡ししております。
可能なかぎり、この様式に入力し、プリントした形で提出をお願いします。

2. 「こども 110 番の家」協力者に対する保険加入者名簿の提出について

令和 5 年度の各校区協力者への保険加入のため、「こども 110 番の家」協力者名簿をご提出ください。令和 4 年度届け出の協力者名簿をお渡しします（※令和 4 年度に届け出のなかった校区は令和 3 年度分）。

協力者の削除（昨年度の名簿を二重線で消してください）、また新規協力者の方は、新規協力者名簿に追加をしていただき、4 月 28 日（金）までに区役所自治推進課または市民協働課に提出をお願いします。

***保険適用期間が 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までであるため、名簿提出までの空白期間が生じる場合（名簿提出が間に合わない場合）は、名簿提出までの期間について令和 4 年度の名簿をもって令和 5 年度の名簿として読み替えることとします。**

【令和 5 年度契約内容（予定）】

契約期間	令和 5 年（2023 年）5 月 1 日から令和 6 年（2024 年）4 月 30 日		
加入保険内容	死亡・重度後遺障害	1,000 万円、	中度後遺障害 300 万円、 軽度後遺障害 30 万円、
	入院見舞金（日数に関係なく）	5 万円	通院見舞金（日数に関係なく）
	5 万円、	建物損害・収容物損害（損害額に関係なく）	3 万円。
申請必須条件	こども 110 番の家活動に直接起因する事件であること及び警察に被害届けを提出されていること。逃げ込んだ子どもが明らかであること。		
給付対象者	実施者（名簿記載者）、実施者の配偶者、実施者もしくは実施者の配偶者と生計を共にする同居親族や別居の未婚の子、又は実施者に雇用され登録建物内で働く従業員（アルバイト含む）。※同居親族とは、実施者の 6 親等以内の血族及び 3 親等以内の姻族のこと。		

※現在、堺市と包括連携協定を結ぶ動きのある企業等より、「こども 110 番の旗」のご寄贈申し入れの動きがございます。また、別途、堺市へ直接店舗、企業等よりこども 110 番の家活動へのご協力の申し出をいただいた場合につきましては、当該店舗の所在する地域の連合自治会長様あて、確認の書面を送付させていただきます。

（事業内容問合せ先）	子ども育成課	電話	228-7457
（名簿提出先）	市民協働課	電話	228-7405